

平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会

会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち保有個人情報を保有していると判断したものについては別表の（き）欄に記載の保有個人情報を特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の開示決定を、また、本件各請求のうち保有個人情報を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

本件各審査請求における争点は、本件各決定のうち開示決定については、別表の（き）欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非開示決定については、特定すべき保有個人情報の存否である。

3 別表に記載の事案について

(1) 別表項番1について

別表項番1について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 当該請求は、審査請求人が行った公益通報について大阪市公正職務審査委員会から福祉局総務部総務課に付された意見について福祉局総務部総務課が保存する文書、その決裁文書及びその対応に関する決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

そこで、福祉局総務部総務課は「公益通報に係る調査について（通知）」に係る供覧文書及び「公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況等について（報告）」に係る決裁文書を特定した。

イ なお、審査請求人は、開示された決裁文書には様式のみが添付され、報告書に具体的な回答内容が記載されていない旨の不服を述べているが、様式には回答内容が記載されており、これとは別に報告書を添付するものではない。

ウ したがって、他に特定すべき保有個人情報は存在しない。

(2) 別表項番2について

別表項番2について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 当該請求は、審査請求人に係る身体障がい者診断書審査決定に関連して福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課が厚生労働省に対して行った照会に関するやり取りを記録した文書、厚生労働省から早期に回答を得るべく福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課が対応を協議した記録及びこれらの決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

イ しかしながら、当該公文書は、事務を遂行するに当たって必要がなかったため、

作成しておらず、存在しない。

(3) 別表項番 3 及び項番 4 について

ア 広聴事務について

実施機関に対し、広聴事務について確認したところ、次のとおりであった。

- (ア) 実施機関では、市民から寄せられる本市行政に関する意見・提案、要望、苦情、相談・問合せ（以下「意見等」という。）を市民の声として、市民の声データベースシステムに登録し、全市的に共有している。

市民から寄せられる本市行政に関する意見等を市民の声データベースシステムに登録すると、「申出人情報」、「回答期限」、「申出内容」、「伝達事項」、「受付部署及び所管所属における決裁欄」で構成された様式である「市民の声処理カード」（以下「処理カード」という。）を受付部署において紙で出力することができる。この処理カードは、受付部署が市民の声データベースシステムに受付情報等を入力した後、各所属の広聴担当部署に処理依頼する場合などに必要に応じて利用する。

- (イ) 市民から寄せられる本市行政に関する意見等のうち、申出内容が各事業の簡易な問合せ等であり各所属所管部署で完結するものや、同一人からの同一内容であるもの等については、市民の声としては取り扱わず、情報提供として取り扱う。情報提供として取り扱うとは、受付部署が申出内容に応じ、各所属の広聴担当部署に伝達し、適切な対応を行うことをいう。

市民からの申出について情報提供として取り扱った場合であっても、市民の声として取り扱う場合と同様、申出人には実施機関から回答等が行われる。また、市民の声をどの部署が担当するかについては、申出人が指定できるものではなく、実施機関が申出内容から適宜判断するものである。

したがって、市民からの申出を市民の声として取り扱うか、情報提供として取り扱うか及び市民の声をどの部署が担当するかについては、単に行政内部の事務処理の方法の違いに過ぎず、その判断は実施機関の裁量に委ねられている。

イ 事案の概要

別表項番 3 及び項番 4 について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- (ア) 当該請求は、いずれも審査請求人が実施機関に提出した申出内容に関する処理カードの開示を求める趣旨であると解される。

- (イ) また、当該申出についてはいずれも、同一人から同一内容の申出があったもの及び簡易な問合せ又はそのいずれかに該当すると判断し、市民の声としては取り扱わず、上記(3)ア(イ)のとおり、いずれも情報提供として取り扱ったため、市民の声データベースシステムへの登録を行っていないことから、そもそも処理カードは存在しない。

(4) 別表項番 5 について

別表項番 5 について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- ア 当該請求は、審査請求人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書に公印を押印した時点における決裁文書の開示を求める趣旨で

あると解される。

イ 審査請求人は、別表項番5の（か）欄に記載の決定に対する審査請求書に「請求の何に対する文書かどうか不明。」と記載しているが、当該請求に係る開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項」には、「①公印押印時の決裁文書」と「②決定書の内容についての意思決定についての決裁文書」と記載していることから、別表項番5の（き）欄に記載の保有個人情報がこの2つのいずれであるかが不明である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、当該情報はこの両方を兼ねたものであって、その点については既に審査請求人に対して説明を行っている。

ウ 審査請求人は、当該審査請求書に「公印審査に係る決裁などが無い」と記載しているが、上記アで述べたとおり、実施機関は、審査請求人が当該請求において開示を求めている保有個人情報を「公印を押印した時点における決裁文書」とであると解し、当該情報について別表項番5の開示決定を行ったものである。

また、当該請求に係る開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項」欄の記載からは審査請求人が当該請求において「公印審査に係る決裁」の開示を求めていたものとは解されない。

(5) 別表項番6について

別表項番6について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 当該請求は、審査請求人に係る身体障がい者手帳交付申請について北区役所福祉課長が関係者へ行った聞き取りの結果のうち、審査請求人が当該請求で除外した2名の職員以外の職員（以下「請求対象職員」という。）から聞き取った結果を記載した文書の開示を求める趣旨であると解される。

イ 当該請求にある調査とは、審査請求人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書の事務処理に関して、審査請求人が当該決定書の決裁文書の決裁欄に押印した職員4名への調査を希望したことを受け、北区役所福祉課長が当該職員4名から聞き取りを行ったものであるが、請求対象職員のうち1名は「記憶にない。」との回答であり、もう1名は「詳細については記憶にない。異議申立てがあり、審査請求人が当該請求で除外した2名の職員が対応していたことは記憶している。」との回答であった。

ウ そのため、請求対象職員から聞き取りは行ったものの、特段記録すべき内容がなかったため、聞き取った結果を文書に残しておらず、当該請求に係る保有個人情報はそもそも存在しない。

(6) 本件各決定の妥当性について

本件各請求に係る保有個人情報は、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張及び上記(1)から(5)までを踏まえると、探索するまでもなく、特定すべき保有個人情報が存在しないことは明白であり、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、本件各決定は、いずれも妥当である。

4 答申に至る手続について

当審議会としては、他の諮問案件の審議過程等を通じて、答申するに足る十分な情報を保有しており審査請求人の意見陳述の必要がないと判断したことから、条例第61条第1項ただし書の規定により、審査請求人の意見陳述を実施せず、答申に至った。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過 平成28年度諮問受理第31号、第43号、第46号及び第47号

年 月 日	経 過
平成28年8月2日	諮問 (平成28年度諮問受理第31号)
平成28年9月8日	諮問 (平成28年度諮問受理第43号)
平成28年9月30日	諮問 (平成28年度諮問受理第46号及び第47号)
平成28年10月19日	審議 (論点整理)
平成28年11月24日	審議 (論点整理)
平成28年12月21日	審議 (論点整理)
平成29年1月31日	実施機関から弁明書の提出 (平成28年度諮問受理第31号)
平成29年2月13日	審議 (論点整理)
平成29年2月20日	審議 (論点整理)
平成29年2月28日	審議 (論点整理)
平成29年4月3日	実施機関から弁明書の提出 (平成28年度諮問受理第43号)
平成29年4月24日	審議 (答申案)
平成29年5月15日	審議 (答申案)
平成29年5月19日	実施機関から弁明書の提出 (平成28年度諮問受理第46号及び第47号)
平成29年6月6日	審議 (答申案)
平成29年6月13日	審議 (答申案)
平成29年7月5日	審議 (答申案)
平成29年9月1日	答申

(参考) 答申に至る経過 平成28年度諮問受理第73号及び平成29年度諮問受理第2号

年 月 日	経 過
平成29年3月23日	諮問 (平成28年度諮問受理第73号)
平成29年4月11日	実施機関から弁明書の提出 (平成28年度諮問受理第73号)
平成29年4月20日	諮問 (平成29年度諮問受理第2号)
平成29年4月24日	実施機関から弁明書の提出 (平成29年度諮問受理第2号)

平成 29 年 5 月 15 日	審議 (答申案)
平成 29 年 6 月 6 日	審議 (答申案)
平成 29 年 6 月 13 日	審議 (答申案)
平成 29 年 7 月 5 日	審議 (答申案)
平成 29 年 9 月 1 日	答申